

～ 2 年目を迎えて～

平成 30 年度、当センターの 2 年目が始動しました。

「公立や私立、幼稚園や保育所等施設種別の違いを越えて、質の高い教育・保育を実現する」ことを使命として、当センターは設立されました。これまで、こども青少年局と教育委員会事務局とに分かれて実施していた、公立・私立の保育所や私立の幼稚園での保育・教育に関わる研修・研究と、公立幼稚園での教育に関わる研修・研究を集約して当センターが担うことになり、設立の 1 年目は、これまでの研修・研究を概ね踏襲し、公私幼保が交流できる場を模索しながら事業を進めてきました。

保育士、幼稚園教育担当者、事務担当者が机を並べ、保育・教育の内容や質、研修や研究の内容、就学前教育カリキュラムについて話し合い、保育と幼稚園教育との違いに改めて気づくとともに、根底に流れる「子どもの育ちを見守り援助し導く」者としての責任を共有して進めてきた初年度であったように思います。保育士と幼稚園教育担当が練り上げたものを事業として予算執行や運営にかかわってきた事務担当者の存在も欠かせません。三者が一同に会し、それぞれが専門性を発揮して進めてこられたところに当センター設立のねらいにつながる土壌としての意義も感じた 1 年でした。

平成 30 年度は幼児教育・保育が今後、一層充実進展していく節目の年です。新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が全面実施され、人間形成における幼児期の教育・保育の重要性が再確認されるとともに、保育の前提としての養護の重要性に基づく「3 歳未満児の保育の充実」、幼児教育を行う施設として共通すべき事項として小学校以降の教育との連続性に基づく「育みたい資質・能力（3 つの柱）」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿）」等々、その具体化をめざした方向性が示されました。

こうした改訂の趣旨や内容を具現化するのには、日々、子どもたちや保護者と向き合っている保育・教育現場の施設長を始め、教職員です。教職員の資質と専門性の向上をめざす当センターの責務を改めて感じます。

今年度は、研修・研究の大幅な見直しとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（改定）も受け、「公私幼保の合同研修」「就学前施設と小学校との連携・接続に関わる研究」「認定こども園等での教育・保育に関わる研究」「就学前教育カリキュラムの改訂」「研修の在り方検討会の設置」「研究会の拡充」など新規・拡充しての事業を展開していきます。

また、ホームページも充実させるとともに、来所者に働きかける館内掲示・展示にも努め、“充実・発信”の年にしていきたいと考えています。

引き続き当センターの事業に、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成 30 年 4 月

保育・幼児教育センター 所長 阪口 正治